

文書による回答 「事前照会制度」

経済活動が複雑化、高度化するにつれて、新しい取引形態が発生し、税務上どのように取り扱われるのか判断に迷うことも少なくありません。

そのような場合に、国税局に対して、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、事前照会（文書による回答を求める旨の申出）をしたときは、一定の要件の下に、文書により回答が行われることになっています。

□対象となる取引等

この文書回答手続の対象となるのは、自らが実際に行う（または行った）取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などによって、その取扱いが明らかにされていないものです。

ただし、次のようなものは、文書回答手続の対象とはなりません。

- ① 取引等の事実関係等に、仮定や選択の余地のある部分があるもの
- ② 法人税法上の役員の大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど、個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ③ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの

□照会・回答内容等の公表

文書回答が行われた場合には、他の納税者の予測可能性の向上に役立てるために、その照会・回答の内容や照会者名等が公表されることになっています。

事前照会制度を利用するためには、公表に同意（公表について関係者の同意を得ることも含みます）する必要があります。

□照会手続き

文書回答手続による事前照会を行う場合には、



- 農家は経験的に雷の多い年は豊作になることを知っています。これは、稲を作るのに必要な窒素肥料を、雷の放電が自然に作ってくれるからで、科学的にもそのようです。放電によって、大気中の窒素と酸素が結合して酸化窒素になり、さらに酸素にふれて二酸化窒素になり、これが雨に溶けて硝酸と亜硝酸になって降ってきて、窒素肥料になるという順序です。



「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の用紙に、事前照会の趣旨、取引等の事実関係、見解等の必要事項を記入して、関係資料を添付して納税地を所轄する税務署の担当部門に提出することになります。

□文書回答

事前照会に対する文書回答は、照会文書に記載した見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません」または「貴見のとおり取り扱われるとは限りません」という形式で行われます。

文書回答事例は、国税庁のホームページで公表されています。なお、文書回答事例は、照会において前提とされた事実関係や照会当時の施行法令に基づいて行われていますので、照会と事実関係などが異なる場合はもちろん、類似の事例についても、取り扱いが異なることがありますので、注意が必要です。

□同業者団体等からの照会

事前照会制度は、照会者が自ら行う取引等を対象としていますが、納税者の予測可能性の向上の観点からみて有用であるような場合には、同一の業種・業態に共通する取引等であって、事実認定を要しない同業者団体等からの照会についても、一定の要件の下に、一般的な回答が行われます。